

食育に関する山形県立米沢栄養大学との連携について

1 現在の米沢栄養大学との取り組みについて

(1) 子ども食育マスター育成事業

食育出前講座

令和3年3校、令和4年4校、令和5年4校

(2) 栄養教諭教育実習の受入れ

- ・教育実習前のオリエンテーションの実施
- ・栄養教諭配属校で学生の受入れ（教育実習、給食管理実習）

2 共同調理場における食育に関する米沢栄養大学との連携について

令和4年10月14日に本市と米沢栄養大学との間で包括連携に関する協定書を締結しました。

この協定を活用して、米沢栄養大学学生と小・中学生の交流促進や食育の充実、大学の教育研究活動等の推進につながる取組として、以下のように進められないかと考えています。

- (1) 学生による献立作成、給食の提供
- (2) 給食を活用した栄養指導
- (3) 研修室を活用した栄養教室の開催
- (4) 食育指導のための教材作成等

米沢市と山形県公立大学法人山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学との 包括連携に関する協定書

米沢市（以下「甲」という。）と山形県公立大学法人山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と持続可能な地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携し協力する。

- （1）市民と学生との交流促進に関すること。
- （2）教育・文化・産業の振興に関すること。
- （3）地域づくり及び健康・福祉の充実並びに向上に関すること。
- （4）人材の育成に関すること。
- （5）教育研究活動等の推進に関すること。
- （6）環境の保全に関すること。
- （7）学生の地元就職促進に関すること。
- （8）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換及び協議を実施する。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、その業務により知り得た秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

（協定期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までにいずれからも別段の申し出が無いときは、本協定は5年間自動的に更新する。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和4年10月14日

甲 米沢市金池5丁目2番25号
米沢市
米沢市長

乙 米沢市通町6丁目15番1号
山形県公立大学法人
理事長